

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H29. 1. 26	H29. 2. 6	東京地方裁判所判決書（国家賠償請求事件）（口頭弁論終結日 平成28年8月31日）	24	1					1	1								1	1 事件番号（条例7条1号、2号、6号該当） 当該事項は事件が特定できる情報であるため、開示すれば裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となる。本事件の訴訟記録には、訴外である特定の個人に関する情報が含まれている。よって、当該事項を公にしてしまうと、当該個人識別情報及び本処分で非開示とした情報を開示したのと同様の結果を招くため 2 判決言渡日、裁判所支部名称、裁判官名、書記官名、賃借法人（条例7条1号、2号、6号該当） 当該情報は、その他の開示された情報やホームページ、法律雑誌等に掲載している情報と照合することにより、請求対象の訴訟事件の特定につながり得る情報であり、公にしてしまうと、請求に対して非開示とした情報や訴訟記録に含まれている訴外の特定の個人に関する情報を開示すること同様の結果を招くため 3 原告等個人の氏名及び住所、原告親族の氏名（条例7条2号該当） 当該事項は特定の個人を識別することができる情報であるため 4 物件情報（条例7条2号、6号該当） 当該事項は個人の資産に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。また税務調査によって収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障を来すおそれがあるため 5 税額関連情報（条例7条1号、2号、6号該当） 当該事項は賦課徴収事務により知り得た秘密であり、これを公にすることが地方税法第22条に抵触するおそれがあるため。また評価額等の、課税標準額、税額を算出する情報は、上記情報を開示すること同様の結果を招くため。さらに税務調査によって収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障を来すおそれがあるため	主税局資産 税部計画課
2	H29. 2. 6	H29. 2. 20	千代田都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、千代田都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	53	1															主税局千代 田都税務所 所法人事業 税課	
3	H29. 2. 6	H29. 2. 20	中央都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、中央都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	82	1															主税局中央 都税務所 所法人事業 税課	
4	H29. 2. 6	H29. 2. 20	港都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、港都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	94	1															主税局港都 税務所 所法人事業 税課	
5	H29. 2. 6	H29. 2. 20	新宿都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、新宿都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	65	1															主税局新宿 都税務所 所法人事業 税課	
6	H29. 2. 6	H29. 2. 20	台東都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、台東都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	35	1															主税局台東 都税務所 所法人事業 税課	
7	H29. 2. 6	H29. 2. 20	品川都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、品川都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	35	1															主税局品川 都税務所 所法人事業 税課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	H29.2.6	H29.2.20	渋谷都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、渋谷都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	90	1														主税局渋谷都税務所事業税課
9	H29.2.6	H29.2.20	豊島都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、豊島都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	41	1														主税局豊島都税務所事業税課
10	H29.2.6	H29.2.20	荒川都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、荒川都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	27	1														主税局荒川都税務所事業税課
11	H29.2.6	H29.2.20	八王子都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、八王子都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	24	1														主税局八王子都税務所事業税課
12	H29.2.6	H29.2.20	立川都税務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成28年7月1日から平成28年10月31日までの間に、立川都税務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	34	1														主税局立川都税務所事業税課
13	H29.2.8	H29.2.20	小池知事着任から現在までの、知事決済の公文書情報公開に関する公印の決済、押印の記録。(主税局分)															1	主税局総務部総務課

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。